

○佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例施行規則（平成三年十二月二十五日規則二十九号）

新					旧						
別表 審査基準表					別表 審査基準表						
番号	類型	細目	保護者の状況	指数	番号	類型	細目	保護者の状況	指数		
1	居宅外 労働	外勤 自営業 農業	月20 日以上就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	30	1	居宅外 労働	外勤 自営業 農業	月20 日以上就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	30
				②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	28					②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	28
				③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	26					③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	26
				④日中の就労時間が4時間未満である。	24					④日中の就労時間が4時間未満である。	24
		外勤 自営業 農業	月13 ～19 日就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	28			外勤 自営業 農業	月13 ～19 日就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	28
				②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	26					②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	26
				③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	22					③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	22
				④日中の就労時間が4時間未満である。	18					④日中の就労時間が4時間未満である。	18
		外勤 自営業 農業	月12 日以下就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	22			外勤 自営業 農業	月12 日以下就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	22
				②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	18					②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	18
				③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	14					③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	14
				④日中の就労時間が4時間未満である。	12					④日中の就労時間が4時間未満である。	12
2	居宅内 労働	自営業	月20 日以上就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	27	2	居宅内 労働	自営業	月20 日以上就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	27
				②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	25					②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	25
				③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	23					③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	23
				④日中の就労時間が4時間未満である。	21					④日中の就労時間が4時間未満である。	21
		自営業	月13 ～19	①日中の就労時間が8時間以上である。	25			自営業	月13 ～19	①日中の就労時間が8時間以上である。	25
				②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	23					②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	23

	内職	日就労	③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	19
			④日中の就労時間が4時間未満である。	15
		月12日以下就労	①日中の就労時間が8時間以上である。	19
			②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	15
			③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	11
			④日中の就労時間が4時間未満である。	7
3	出産	①出産予定月の前後2か月（出産月が出産予定月と異なったときは、当該出産月の2か月後まで）の期間内である。	30	
4	疾病等	疾病又は心身障害	①入院中である。	30
			②寝たきり、精神病又は感染症である。	30
			③②以外の者で日常生活に著しく支障がある。	27
			④一般療養中である。	20
	心身障害	①身体障害者手帳1級又は2級を所持している。	30	
		②身体障害者手帳3級を所持している。	26	
③身体障害者手帳4級を所持している。		14		
5	看護・介護	①寝たきり又は重度の心身障害がある親族を居宅内で常時介護している。	30	
		②入院中である親族の入院付添いをしている。	27	
		③長期居宅療養中の親族を介護している。	24	
6	災害	①火災その他の災害を受けた自身の住居等の復旧に従事している。	30	
7	就学	①就学又は技能取得のため通学している。（番号1の居宅外労働に準じる。）	30～ 12	
8	特別な支援を要する世帯	①児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	70	
9	その他	①上記の類型に類する状況にあって明らか	30～	

	内職	日就労	③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	19
			④日中の就労時間が4時間未満である。	15
		月12日以下就労	①日中の就労時間が8時間以上である。	19
			②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	15
			③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	11
			④日中の就労時間が4時間未満である。	7
3	出産	①出産予定月の前後2か月（出産月が出産予定月と異なったときは、当該出産月の2か月後まで）の期間内である。	30	
4	疾病等	疾病又は心身障害	①入院中である。	30
			②寝たきり、精神病又は感染症である。	30
			③②以外の者で日常生活に著しく支障がある。	27
			④一般療養中である。	20
	心身障害	①身体障害者手帳1級又は2級を所持している。	30	
		②身体障害者手帳3級を所持している。	26	
③身体障害者手帳4級を所持している。		14		
5	看護・介護	①寝たきり又は重度の心身障害がある親族を居宅内で常時介護している。	30	
		②入院中である親族の入院付添いをしている。	27	
		③長期居宅療養中の親族を介護している。	24	
6	災害	①火災その他の災害を受けた自身の住居等の復旧に従事している。	30	
7	就学	①就学又は技能取得のため通学している。（番号1の居宅外労働に準じる。）	30～ 12	
8	特別な支援を要する世帯	①児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	70	
9	その他	①上記の類型に類する状況にあって明らか	30～	

	に保育に当たることができない。	7
--	-----------------	---

備考

- 1 保護者が就労等により保育に当たることができない時間の全部又は一部が**学童保育所の開所時間内**に含まれている場合に限り、保護者の状況の区分を適用する。
- 2 保護者が複数箇所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、又は、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。

調整指数基準

番号	状況	指数
1	母子世帯、父子世帯又はこれに準じる世帯である。	50
2	生活保護法に定める保護世帯である。	10
3	<b>入所</b> を希望する児童が1年生である。	50
4	<b>入所</b> を希望する児童が2年生である。	40
5	<b>入所</b> を希望する児童が3年生である。	30
6	<b>入所</b> を希望する児童が4年生である。	10
7	<b>入所</b> を希望する児童が心身障害者である。	50
8	<b>入所</b> を希望する児童又はその児童の兄弟姉妹が <b>入所児童</b> 又は <b>退所児童</b> であつて、これらの者に係る <b>利用料金</b> を保護者が正当な理由なく3か月以上滞納している。	-20

	に保育に当たることができない。	7
--	-----------------	---

備考

- 1 保護者が就労等により保育に当たることができない時間の全部又は一部が**学童保育所等の開設時間内**に含まれている場合に限り、保護者の状況の区分を適用する。
- 2 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、又は、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。

調整指数基準

番号	状況	指数
1	母子世帯、父子世帯又はこれに準じる世帯である。	50
2	生活保護法に定める保護世帯である。	10
3	<b>入所等</b> を希望する児童が1年生である。	50
4	<b>入所等</b> を希望する児童が2年生である。	40
5	<b>入所等</b> を希望する児童が3年生である。	30
6	<b>入所等</b> を希望する児童が4年生である。	10
7	<b>入所等</b> を希望する児童が心身障害者である。	50
8	<b>入所等</b> を希望する児童又はその児童の兄弟姉妹が <b>入所等児童</b> 又は <b>退所等児童</b> であつて、これらの者に係る <b>学童保育料</b> を保護者が正当な理由なく3か月以上滞納している。	-20